$\bigcirc$ 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十二年大蔵省令第三十八号)

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改

## 第五条の三の二 結財務諸表」と読み替えるものとする。 中間財務諸表提出会社」と、 照表計上額」と、 借対照表に」 借対照表の」と、 この場合において、 表計上額」と、 は (金融商品に関する注記) 「中間貸借対照表日」と、 )、第二項及び第七項の規定は、 同条第一 ٢ 一項中 同項第三号中 財務諸表等規則第八条の六の二第一項 同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは 「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照 同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるの 貸借対照表日」 「貸借対照表計上額」 改 「連結財務諸表」とあるのは 「貸借対照表の」とあるのは 「貸借対照表に」とあるのは 正 とあるのは 金融商品について準用する。 後 とあるのは 中間貸借対照表日 「中間貸借対 (第一号を除 「中間貸 「中間貸 「中間連 第五条の三の二 この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるの 財務諸表」と読み替えるものとする。 間財務諸表提出会社」と、 借対照表の」と、 く。)、第二項及び第七項の規定は、 表計上額」と、 は「中間貸借対照表日」と、 、金融商品に関する注記 同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは 財務諸表等規則第八条の六の二第一項 「貸借対照表計上額」とあるのは 改 「連結財務諸表」とあるのは 「貸借対照表の」とあるのは 正 金融商品について準用する。 前 「中間貸借対照 (第一号を除 「中間連結 「中間貸

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五

(デリバティブ取引に関する注記)

の対象物

(通貨、

金利、

株式、債券、

(ヘッジ会計が適用されていないものに限る。) については、

第五条の三の二に定める事項のほか、

商品及びその他の取引の対象 デリバティブ取引 取引 第五条の五 0 (ヘッジ会計が適用されていないものに限る。) については、 対象物 (通貨、 第五条の三の二に定める事項のほか、 金利、 株式、債券、 商品及びその他の取引の対象 デリバティブ取引

。 し、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる 照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただ おける契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対 物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日に

及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。 借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額 適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸 1 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が

2

[3 5 略]

(棚卸資産に関する注記)

は「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。
用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」と
の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準第五条の二十二 財務諸表等規則第八条の三十三の規定は、市場価格

(流動資産の区分表示)

当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、

省略することができる。
有略することができる。
はいむのについては、注記をければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなおける契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日に物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日に

[3~5 同上]

[条を加える。]

(流動資産の区分表示)

第十三条 [同上]

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[略] [南左]	固定資産 固定資産 固定資産	[略] [南左]	棚卸資産	[略] [雨左]	流動資産 流動資産 流動資産	資産の部 資産の部	(年月日)(年月日)	前事業年度    当中間会計期間	(単位: 円)_	【中間貸借対照表】	様式第四号	及び工事損失引当金の表示について準用する。 産及び工事損失引	第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産 第三十一条の三 記	(棚卸資産及び工事損失引当金の表示) (たな卸資産及)	[2・3 略] [2・3 同上]	八 [略] 八 [同上]	げるものをいう。) 掲げるものをいう。	七 棚卸資産 (財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲 七 たな卸資産
   ×   ×   ×   ×   ×				資産 ××× ×××				(年月日)(年月日)	前事業年度    当中間会計期間	(単位: 円)_	借対照表】		産及び工事損失引当金の表示について準用する。	第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資	(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)	同上]	上	ものをいう。)	卸資産(財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに『『』

資産合計	$\times \times \times$	×××	資産合計	×××	×××
負債の部			負債の部		
流動負債			ー 流動負債		
[略]			[同左]		
固定負債			固定負債		
[略]			[同左]		
負債合計	XXX	×××	負債合計	XXX	XXX
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
[略]			[同左]		
評価・換算差額等			評価・換算差額等		
[略]			[同左]		
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××	純資産合計	XXX	×××
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計	XXX	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[略]			[同左]		
			D6 D 66 U =		
様式第八号			様式第八号		
【中間キャッシュ・フロ	一計算書】		【中間キャッシュ・フ	ロー計算書】	
		(単位: 円)			(単位: 円)
	前中間会計期間	当中間会計期間		前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 年 月 日	(自 年 月 日		(自 年 月 日	(自 年 月 日

営業活動によるキャッシュ・フロ			営業活動によるキャッシュ・フロ		
<del>_</del>			_		
[略]			[同左]		
棚卸資産の増減額(△は増加)	$\times \times \times$	$\times \times \times$	<u>たな卸資産</u> の増減額(△は増加)	$\times \times \times$	$\times \times \times$
[略]			[同左]		
投資活動によるキャッシュ・フロ			投資活動によるキャッシュ・フロ		
_			_		
[略]			[同左]		
財務活動によるキャッシュ・フロ			財務活動によるキャッシュ・フロ		
_			_		
[略]			[同左]		
現金及び現金同等物に係る換算差			現金及び現金同等物に係る換算差		
額	×××	$\times \times \times$	額	$\times \times \times$	×××
現金及び現金同等物の増減額(△			現金及び現金同等物の増減額(△		
は減少)	$\times \times \times$	$\times \times \times$	は減少)	$\times \times \times$	$\times \times \times$
現金及び現金同等物の期首残高 _	×××	$\times \times \times$	現金及び現金同等物の期首残高 _	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残			現金及び現金同等物の中間期末残		
<del>前</del>	×××	$\times \times \times$	高	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[1.~4. 略]			[1.~4. 同左]		

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

		L
- 6 -		